

「身代わりとなる」とはいかなることか？
——レヴィナス『存在するとは別の仕方』における「身代わり」の統一的解釈を
目指して

小手川正二郎

要旨：

『存在するとは別の仕方』（1974年）は、第4章「身代わり」を軸に構想されたものである。そのため、第4章の議論やその役割の理解は、同書全体の解釈を左右する。にもかかわらず、そもそも「身代わり」（substitution）という概念が何を意味しているのかについてすら、統一的な解釈は打ち立てられていない。その結果、それは、見知らぬ他人の命を救うために自分の生命や身体を差し出すこととして理解されがちである。本論は、「身代わり」という概念の統一的な解釈を目指し、『存在するとは別の仕方』に先立つレヴィナスの一連の論考にも遡りつつ、その概念がいかなる哲学的小および倫理的意義をもちうるかについて考察する試みの序説として位置づけられる。

まず、「身代わり」についての代表的な解釈をなすマリオンとフランクの解釈を取り上げた。「身代わり」という概念の核心を「他人の責任に対する責任を課されること」という二重化された責任に見てとるマリオンの解釈も、「あらゆる他者に対する責任を課されること」という全称化された責任にみてとるフランクの解釈も、レヴィナス自身が述べていることに基づいているものの、それぞれに困難を抱えている。レヴィナスの議論に依拠する人は誰もが、（二次文献の成果をまずは理解しつつ）こうした困難に向き合う必要がある。

次に、『全体性と無限』以後のテキスト、とりわけクルティースがその重要性を喝破したレヴィナスのタルムード講話「試行への誘惑」（1964年）や『存在するとは別の仕方』第4章のもととなった論考「身代わり」（1968年）にも遡って身代わりという概念が必要とされる文脈を再構成することを試みた。こうした検討を経て、「身代わり」がタルムード講話で問題化された（認識と実践の対立以前に位置づけられる）「知る前に行く」の具体化である点、「他者の責任に対する責任」とは、身代わりのあくまで一つの様態であり、その必要条件ではない点、見ず知らずの他人Aの苦境に責任を課される際、私は他人Aの身代わりとなっているのではなく、他人Aの苦境を生み出したり放置したりしているA以外の他者たちの責任を肩代わりしているのだと解釈しうる点を指摘した。このようにして、レヴィナスが「身代わり」という概念をたんなる利他主義的な主張として提示しているわけでも、主体性の構造として示しているわけでもないということを結論部で示した。

こうした解釈の成否をめぐって活発な議論が起ることを期待していたが、残念ながら当日は時間の制限もあり、そこまでの反論は提起されなかった。ただ、シンポジウム後に聴講者の一人でもあった松葉類氏から、メールで次のような疑問を頂戴した——（他人Aを苦境に追いやる）他者たちが本来なすべきことの責任を肩代わりすることが、他者たちの代わりにAに手を差し伸べることとなる必然性はなく、むしろ他人Aに対して正しく振る舞うよう他者たちに責任をとら

せたり、そうした事態が二度と生じないように他者たちを叱ったりするといった責任の取り方もあるのではないか。

この問いは、本論の核心に触れる重要なものであると考える。筆者の回答はおおよそ次のようなものとなる。他人 A を傷つけている他人 B に対して説得したり今後傷つけないように叱るというのは他人 A に対する他人 B に対する責任の肩代わりをする一つの方法ではあるが、ただ他人 A の苦境を誰が引き起こして、誰が放置しているのかが定かではない場合、他人 A の苦境にまず対処することが（特定しがたい）他者たちの責任の肩代わりをすることになるように思われる。「説得」や「叱責」は、他人を追い込んでいる主体が特定可能である場合にはある程度有効であるし必要でもあるが、それが様々な意志の集合体であったり、グローバルな社会構造であったりする場合¹⁾、責任者探しに暗礁に乗り上げかねない事例も往々にして存在するからだ²⁾。

いずれにせよ、こうしたやり取りができることこそレヴィナスを専門的に研究する人たちが集まるレヴィナス協会で発表することの意義であり、「顔」や「身代わり」というジャーゴンを（本人も意味をわからぬまま）ただ繰り返すのとは異なる形でレヴィナス哲学を一般の聴衆に開くために何よりも必要なことだと改めて確認させて頂いた。今回のシンポジウムを企画・運営してくださった方々および講演後にわざわざ質問の労を取ってくださった松葉氏に改めて感謝申し上げます。

1) もちろんそうした苦境が今後生まれないよう法制度を改善したりすることは必要だが、それは——『レヴィナス研究』第 6 号に寄せた松葉氏の著作への筆者が言及した——ヤングの言う「政治的責任」に属するだろう。

2) 筆者は、こうした問題を考える際に、ここ 10 年ほど関心を寄せて論考も寄せてきた（主に日本国内の）難民をめぐる諸問題を念頭においていることを付言しておきたい。